

説明資料②

(保険契約の移転単位規制の在り方)

平成23年7月27日

金融庁総務企画局企画課保険企画室

【現行制度】

- 保険契約の移転は、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部を包括してしなければならない。（保険業法第 135 条）

- 保険業を営む株式会社が、その会社分割によりその保険契約を承継させる場合においては、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部を包括して承継させなければならない。（保険業法第 173 条の 2）

（参考）

「通常、債務者が交替する場合には、個々の債権者の同意が必要であると考えられるが、保険契約の移転については、保険の団体性に基
づき、保険集団を維持するためには、個々の保険契約者を抽出して移転するのではなく、保険集団全体で移転する必要があるため、包
括移転の単位を責任準備金の算出の基礎が同一である契約としているのである。」（保険研究会編「コンメンタール保険業法」（1996 年、
財経詳報社）

「保険会社は、保険業法の定めるところに従い、他の保険会社（外国保険会社等を含む。）との契約により、責任準備金の算出の基礎が
同一である保険契約の全部を包括して、他の保険会社に移転すること（「保険契約の包括移転」という。）ができる。責任準備金の算出
の基礎が同一である保険契約の全部を包括して移転することとされているのは、保険契約集団を維持するとともに、保険契約者間の公
平を確保するためである。」（安居孝啓編著「【改訂版】最新 保険業法の解説」（2010 年、大成出版社）

【保険契約の包括移転の手続き（概要）】

	破綻保険会社でない場合	破綻保険会社の場合	
		保険業法に基づく破綻処理手続	更生特例法に基づく破綻処理手続
包括移転の範囲	責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部を包括してしなければならない【法第 135 条第 2 項】	同左	同左
契約条件の変更	不可（軽微な変更で保険契約者の不利益にならないものは可）【法第 135 条第 4 項】	保険金の削減その他の契約条項の変更が可能【法第 250 条第 1 項】	同左
総会等の決議	移転元会社及び移転先会社の株主総会又は社員総会の特別決議【法第 136 条第 1・2 項】	同左 ※ただし債務超過の場合は、裁判所の許可で株主総会等の決議に代えることができる【法第 249 条の 2 第 1・2 項】	更生計画案の決議の方法に従う【会社更生法第 196 条、更生特例法第 287 条】 ※更生計画の定めによる以外、保険契約の移転不可
公告・通知	移転する契約の要旨、移転元会社及び移転先会社の貸借対照表【法第 137 条第 1 項】（公告）	左記の内容に加え、契約条件の変更により生ずる契約者の権利義務の変更の主要な内容【法第 251 条第 1 項】	更生計画案の内容又は要旨【会社更生法第 189 条第 3 項、更生特例法第 282 条】（通知）
保険契約者の異議	<p><申立て権者> 移転対象契約者【法第 137 条第 2 項】</p> <p><成立要件> 異議を述べた契約者数が $\frac{1}{5}$ を超え、かつ、その保険契約に係る債権額が $\frac{1}{5}$ を超えているときは、移転不可【法第 137 条第 4 項】</p>	<p>同左</p> <p><成立要件> 異議を述べた契約者数が $\frac{1}{10}$ を超え、かつ、その保険契約に係る債権額が $\frac{1}{10}$ を超えているときは、移転不可【法第 137 条第 4 項、第 251 条第 2 項】</p>	更生計画案の決議の方法に従う【会社更生法第 196 条、更生特例法第 287 条】
行政庁の認可と認可基準等	<p>内閣総理大臣（金融庁長官）の認可</p> <p><認可基準>【法第 139 条】</p> <p>①保険契約者等の保護に照らして相当であること</p> <p>②移転先会社が業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること</p> <p>③移転会社の債権者の利益を不当に害するおそれがないこと</p>	同左	<p>裁判所の更生計画認可</p> <p><認可要件>【会社更生法第 199 条第 2 項、更生特例法第 290 条第 2 項】</p> <p>①更生手続又は更生計画が法令及び最高裁判所規則の規定に適合するものであること</p> <p>②更生計画の内容が公正かつ衡平であること</p> <p>③更生計画が遂行可能であること 等</p> <p>※ 更生計画を遂行する際、法第 139 条の認可が必要。</p>

※「法」は「保険業法」、「更生特例法」は「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」をそれぞれ表す。

【制度をめぐる主な議論】

- 「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」（平成19年12月18日 金融審議会金融分科会第二部会報告）

Ⅲ. 保険に関する規制緩和

2. 保険契約移転時における移転単位

保険業法第135条において、保険契約を他の保険会社に移転する場合、責任準備金の算出基礎が同一である保険契約、すなわち生命保険については予定利率や予定死亡率等を同じくするもの、損害保険については予定損害率等を同じくするものの全部を包括して行わなければならないとされている。本規制については、例えば、企業向け専門保険会社と家計向け専門保険会社といった顧客の特性に応じた分社化や、地域別の保険会社に再編することを困難としている等の指摘がある。

一方で、保険契約の移転単位の見直しに際しては、保険契約者や一般債権者の保護（異議申立制度の在り方を含む）、当時会社の財産状況の確認手法、包括移転が保険契約の特性を踏まえて保険契約者の同意を得ずに契約を移転できる特例的な手法であること等の多くの論点について、検討を行う必要があるものと考えられる。

このため、直ちに保険契約移転時における移転単位を見直すことは適当ではなく、この点については、上記のような論点について保険契約者保護等の観点から、十分議論を深めつつ、引き続き丁寧に検討すべきものと考えられる。

- 「「国民の声」おかしなルールの見直し（国の規制・制度の改革）についての集中受付」（平成22年9月10日～10月14日 内閣府）

提案の具体的内容

保険契約の移転・承継にあたり、消費者保護の観点から設けられている保険契約者の異議申立手続や内閣総理大臣の認可手続の充実を図る。その上で、移転・承継の単位に係る規制を見直し、契約者サービスの向上を目指した保険契約の移転・承継を柔軟に実施できるようにする。

（契約者保護ルールの充実の例）

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| （1）保険契約者等の異議申立制度における公告事項の充実 | （2）保険契約者等の異議申立機会の拡大 |
| （3）内閣総理大臣の認可基準の厳格化 | （4）保険契約の給付の安全性の担保 |

○ 「規制・制度改革に係る方針」（平成23年4月8日 閣議決定）

企業グループの組織再編に資する規制の見直し

（1）保険契約の包括移転に係る規制についての検討

保険会社の組織再編が進んでいることも踏まえ、保険契約の移転単位、移転手続等について、保険契約者等の保護の観点も踏まえつつ、検討を行う。〈平成23年度検討〉

【保険契約の包括移転の事例】

(平成13年4月以降)

	時期	移転会社	移転先会社	移転対象保険契約	背景
損保	平成13年4月	第一火災海上	損害保険契約者保護機構	全部	破綻
生保	平成13年4月	同和生命	日本生命	全部	再編
生保	平成13年4月	第百生命	マニユライフセンチュリー生命	全部	破綻
損保	平成13年7月	ウインター・トゥル・スイス・インシュアランス・カンパニー日本支店	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー日本支店	リスク細分型通信販売用自動車保険契約	事業再編
損保	平成14年2月	ロイヤル・エクスチェンジ・アシュアランス日本支社	アクサ損害	全部	再編
損保	平成15年3月	リバティ・ミューチュアル・インシュアランス・カンパニー日本支店	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー日本支店	全部	日本撤退
損保	平成15年4月	ランバート・メンズ・ミューチュアル・カシユアルティ・カンパニー日本支店	フエテラル・インシュアランス・カンパニー日本支店	傷害保険契約	事業再編
損保	平成15年10月	ウインター・トゥル・スイス・インシュアランス・カンパニー日本支店	あいおい損害	全部	日本撤退
損保	平成15年11月	三井ライフ損害	三井住友海上火災	全部	再編
損保	平成16年4月	キュー・ビー・イー・インシュアランス（インターナショナル）リミテッド日本支社	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー日本支店	全部	日本撤退
損保	平成16年7月	ランバート・メンズ・ミューチュアル・カシユアルティ・カンパニー日本支店	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー日本支店	全部	日本撤退
損保	平成17年2月	ザ・ロンドン・アシュアランス日本支店	エイアイユー・インシュアランス・カンパニー日本支社 アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー日本支店	火災保険契約 火災保険以外の保険契約	日本撤退
損保	平成17年2月	ロイヤル・アンド・サンライズ・インシュアランス・ヒールシー	エイアイユー・インシュアランス・カンパニー日本支社	全部	日本撤退
損保	平成23年1月	スミセイ損害	三井住友海上火災	全部	再編
損保	平成23年6月	アリアンツ火災海上	アクサ損害	ペット保険契約	事業再編

※会社名は当時。

【「責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約」の解釈】

○ 明治 45 年 3 月 9 日 衆議院 保険業法中改正法律案委員会 政府委員答弁

「責任準備金計算の基礎を同くすると云ふ解釈に付て御尋ねであります、保険の性質即ち生存保険とか、死亡保険とか養老保険とか云ふことに解釈する精神でありまして、保険の危険の基礎を同くして居ると云ふことに御承知を願ひたい」

○ 昭和 8 年 2 月 18 日 貴族院 保険業法中改正法律案特別委員会 政府委員答弁

「死亡表を同じくし、又予定利率を同くすると云ふやうな 2 項だけが挙って居りますが、それだけでは実は基礎を同じうする一括したる保険団体と云ふやうには必しも言へないやうな実情にあるのでございまして、固よりそれには保険の種類、生存保険ならば生存保険、死亡保険ならば死亡保険と云ふやうに、保険の種類も同一でなければならぬと云ふやうな考を持って居ります、それで只今の純保険料式とか、或は「チルメル」式に依って居ると云ふやうなことも、是は事実さう云ふやうな重要な事項も矢張り含めまして、基礎を同じうする、同じうせぬと云ふことも決する重要な事項になって居ります」

○ 南正樹「保険業法要論」(1926、巖松堂書店)

「責任準備金算出の基礎を同くするとは生命保険に於ては死亡表の名称及利率の同じきものを以て単位とするものと解すへし故に此範囲のものは全部一括して移転するを要するなり損害保険に於ては同一の統計表を用ふるものの全部なり」

○ 菅波稱事「保険業法中改正法律解説」1933(昭8)生命保険経営第5巻第2号

「責任準備金算出の基礎を同じくするとは、生命保険に於ては保険業法施行規則に規定する責任準備金明細表書式中「計算ノ基礎」として「死亡表ノ名称、利率」と挙げある点より推して、死亡表及び予定利率が基礎となるは察知し得るが、此の外同一保険種類に属すと謂ふことも亦重要な要件である。保険種類とは、生存保険、死亡保険、徴兵保険等の如き法律上の種別を指すに非ずして、同一保険団体を構成するものを謂ふ。而して同一保険種類として取り扱うべきや否やは、主務官庁の認定に依り定まる。損害保険に於ては予定利率なる観念はないから、単に危険統計表及び保険種類が基礎となるものと解釈するより外はない。」

【諸外国の保険契約移転制度の概要（未定稿）】

	日本	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
移転単位	責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし
行政庁の関与	内閣総理大臣の認可	監督官の承認	裁判所の承認 ※ 金融サービス機構は、保険会社が裁判所に申請するまでの間、必要な助言等の関与を行う。	連邦金融監督庁の認可	保険企業委員会の承認
異議申立 手続き	○ 移転対象契約者の1/5超の異議があれば、移転不成立、1/5超の異議がなければ異議を述べた者も同意したものとみなされる。 ○ 移転契約の要旨等が公告される。	○ 契約移転そのものの成立を左右できるような手続きはない。	○ 契約移転そのものの成立を左右できるような手続きはない。 ○ 移転内容等について契約者に通知される。	○ 契約移転そのものの成立を左右できるような手続きはない。	○ 契約移転そのものの成立を左右できるような手続きはない。 ○ 承認申請が官報公示される。
		○ 移転に反対する者の保険契約は移転元に残り、移転先が再保険を引き受ける。	○ 裁判所の承認があれば異議がある者の契約も移転される。 ※ ただし、不利益を被ると主張する者は、移転スキームに対して意見を述べる事が可能。	○ 当局の認可があれば異議がある者の契約も移転される。	○ 当局の承認があれば異議がある者の契約も移転される。 ※ ただし、債権者は、移転スキームに対して意見を述べる事が可能。

【前回WG（6/29）の主なご意見】

- 経営上、効率化を図る観点からいろいろなことについて見直しをしていくべきだが、一方で契約者等保護の視点や適切なリスク管理とのバランスをとりながら進めていくべきではないか。
- 状況として、グループ化が進んでいる中、グループのガバナンスが相当強化されているという流れとあわせて、経済価値ベース、リスクベースの健全性のチェックが進んでいることが、従来と大きく違っている。
- 生命保険の方でやや消極的な意見が述べられたのは、生命保険契約は長期であり、契約内容は変わらなくても、財務内容や配当がよくなったAからBに移ったときに、特に健康状態が悪化して加齢していると、B会社をやめてほかの会社に移ることはしにくいという問題があるのではないか。
- 責任準備金の算定の基礎が同一のものを全部まとめて移しても、配当やサービスの内容が変わることや、この保険会社は嫌だということは生じ得るにも関わらず、それらの問題があるから、この単位規制を緩和しないというのは、やや議論がかみ合っていないようにも感じられる。
- 大数の法則が働かなくなって、保険会社の経営に影響を及ぼすような事態が生じ得るという問題や、健康体の人とそうでない人を区別して、片方だけ移転させるという問題に対処するためにどのような手当を置くかという問題と、移転先で配当が低下してしまうとか、移転先の保険会社の経営が苦しいという問題にどう対処するかは、規制の仕方として色々分けて考えていく必要があるのではないか。
- 営業チャネルごとに分けることの問題がない場合には、現行の一律にまとめてでないで移転できないという規制をやめるかわりに、認可の中で、問題のある区別の仕方ではないかチェックするという方法も考えられるのではないか。
- グループ内での包括移転だから規制緩和できるということに特化することが、この問題のアプローチとして少し違和感があり、なぜグループ外でできないのかという議論が後に控えていると思う。

【「責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約」の一部移転を可能とした場合の論点】

- 移転対象保険契約に係る責任準備金の適切な算定
 - － 移転対象契約の集団と残存する契約の集団との事故率の差異等を反映した責任準備金の適切な算定が必要であるが、当該算定の方法等がどのような条件を満たせば、保険契約者間の公平性や保険会社の健全性の観点から問題がないと言えるか。
- 移転後の両当事者間の支払余力
 - － 移転後の両当事者の支払余力について、どのような要件を求めるか。その際、移転対象となる保険集団の規模を考慮に入れる必要があるか。
- 保険契約者の異議申立て等
 - － 異議申立ての際に、保険契約者に与えられるべき情報（現行制度上は、移転契約に係る契約書やその要旨、移転会社及び移転先会社の貸借対照表等が公告等によって開示）についてどう考えるか。
 - － 移転対象契約者以外の保険契約者等は、異議を述べるできないことについてどう考えるか。